

## 二重処罰に係る規定及び主要な関連判例の概要

日本

憲法第 39 条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。  
又、**同一の犯罪については、重ねて刑事上の責任を問はれない。**

判例

(1) 東京高裁 平成 5 年 5 月 21 日判決

【事案の概要】 業務用ストレッチフィルム製造業者間におけるカルテル行為について、公正取引委員会が、当該事業者に対して、独占禁止法第三条後段等に係る課徴金納付命令を命じていたところ、同一の事実について、独占禁止法第九十五条等に基づいて、当該事業者に対して、重ねて刑事罰を科すことが、第三十九条後段に違反するかが争われた事例。

**独禁法による課徴金は、一定のカルテルによる経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保するために執られる行政上の措置であって、カルテルの反社会性ないし反道徳性に着目しこれに対する制裁として科される刑事罰とは、その趣旨、目的、手続等を異にするものであり、課徴金と刑事罰を併科することが、二重処罰を禁止する憲法三九条に違反するものではないことが明らかである。**

## (2) 最高裁大法廷 昭和 33 年 4 月 30 日判決

【事案の概要】 法人税法第四三条の追徴税と罰金とを併科することが憲法第三九条に違反するかが争われた事例。

法人税法...四三条の追徴税は、申告納税の実を挙げるために、本来の租税に附加して租税の形式により賦課せられるものであつて、これを課することが申告納税を怠つたものに対し制裁的意義を有することは否定し得ないところであるが、詐欺その他不正の行為により法人税を免れた場合に、その違反行為者および法人に科せられる同法四八条一項および五一条の罰金とは、その性質を異にするものと解すべきである。すなわち、法四八条一項の**遁脱犯に対する刑罰が「詐欺その他不正の行為により云々」の文字からも窺われるように、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道義性に着目し、これに対する制裁として科せられるものであるに反し、法四三条の追徴税は、単に過少申告・不申告による納税義務違反の事実があれば、同条所定の已むを得ない事由のない限り、その違反の法人に対し課せられるものであり、これによつて、過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、以つて納税の実を挙げんとする趣旨に出でた行政上の措置であると解すべきである。法が追徴税を行政機関の行政手続により租税の形式により課すべきものとしたことは追徴税を課せらるべき納税義務違反者の行為を犯罪とし、これに対する刑罰として、これを課する趣旨でないこと明らかである。追徴税のかような性質にかんがみれば、憲法三九条の規定は刑罰たる罰金と追徴税とを併科することを禁止する趣旨を含むものでないと解するのが相当である...**

## (3) 東京高裁 平成 7 年 9 月 6 日判決

【事案の概要】 法人税法違反に係る罰金と重加算が併科されたことについて、憲法第三九条に違反するかなどが争われた事例。

...所論は、本件脱税に関し、重加算税の上に、被告会社に罰金刑を科し、被告人に執行猶予付とはいえ懲役刑を科すのは、同一の事実について三重の処罰をするものであって不当である旨を主張するのであるが、**重加算税は、行政上の制裁であつて、刑罰とはその趣旨、性質及び要件等を異にする**から、重加算税のほか、同一行為に対して罰金刑その他の刑罰を科しても、憲法三九条にいう二重処罰には当たらない（最高裁昭和四五年九月一日第二小法廷判決・刑集二四卷一〇号一三三三頁等参照）。

(4) 最高裁第二小法廷 昭和 29 年 7 月 23 日判決

【事案の概要】 私文書偽造等の罪で刑事告発された被告が、既に出されていた所属弁護士会による退会命令処分を刑罰と同様に解するべきである旨主張し、本公判は憲法三九条後段（一事不再理の原則）の適用を受けるべきかが争われた事例。

**憲法三九条後段の規定は何人も同じ犯行について二度以上罪の有無に関する裁判を受ける危険に曝さるべきものではないという根本思想に基く規定であることは当裁判所大法廷判決の判示するところである（昭和二四年新（れ）第二二号、同二五年九月二七日大法廷判決、判例集四巻九号一八〇五頁）。そして弁護士法に規定する懲戒はもとより刑罰ではないのであるから被告人が弁護士法に規定する懲戒処分を受けた後更らに同一事実に基づいて刑事訴追を受け有罪判決を言渡されたとしても二重の危険に曝されたものということのできないことは右大法廷判決の趣旨に徴して極めて明らかである。論旨は弁護士法には国家公務員法八五条の如き懲戒と刑罰の両罰を許した規定がないから弁護士法の懲戒処分を刑罰と同様に解し一事不再理の原則を適用すべきであると主張する。しかし懲戒は刑罰ではないのであるから規定の有無にかかわらず懲戒と刑罰とが一事不再理の関係に立つものということとはできないのである。**

(5) 最高裁第一小法廷 昭和 35 年 3 月 10 日判決

【事案の概要】 道路交通取締法による運転免許の停止処分を受けた被告が、同一事実にもとづいて刑事訴追を受け有罪判決を言い渡されたことが、憲法第三九条に違反するかが争われた事例。

**憲法三九条の一事不再理の規定は、何人も同じ犯行について、二重に刑事上の責任を問うことを禁じた趣旨のものであることは当裁判所の判例とするところである（昭和二九年（あ）第二一五号、同三〇年六月一日大法廷判決、刑集九巻七号一一〇三頁、昭和二九年（オ）第二三六号、同三三年四月三〇日大法廷判決、民集一二巻六号九三八頁参照）。しかるに道路交通取締法による運転免許の停止処分は、免許を受けた者の主たる運転地を管轄する公安委員会の行う行政処分であつて、もとより刑罰ではないのであるから、被告人が所論の運転免許停止処分を受けた後、さらに同一事実につき刑事訴追を受け有罪判決を言い渡されたとしても、憲法三九条に違反するものでないことは、前記判例の趣旨とするところである。それ故所論は採るを得ない。**

米国

連邦憲法第 5 修正

何人も、同一犯罪行為を理由に生命又は身体を二度危険にさらされることはない。

判例

ハドソン事件（米連邦最高裁 1997 年 12 月 10 日判決）

【事案の概要】 不正融資を行った被告個人らに対し、16,500 ドルの制裁金（civil penalty）賦課及び就業禁止処分がなされた後、同一事実について、共謀罪、銀行資金の不正使用罪、銀行帳簿の虚偽記載罪等で起訴された事例。

**二重の危険条項は、同じ違反に対する無罪判決後の二度目の訴追、有罪判決後の二度目の訴追、および同一の違反に対する複数の刑事処罰を禁じている。**

**ある処罰が刑事か民事かは、少なくとも第一次的には、法律の解釈の問題である。裁判所は、まず立法者が、明示的であれ黙示的であれ、民事と刑事のどちらのラベルを選んだかを検討しなくてはならない。**

**立法者が civil penalty を設定するとの意図を示していた場合には、裁判所はさらに法律上の制度が目的もしくは効果において著しく処罰的(punitive)であって、民事の是正措置(civil remedy：救済)として意図したものが刑事処罰(criminal penalty)に転化していないかどうかを判断する。**

上記の判断を行う上では、以下の要因が有用な手がかりになる。

その Sanction が積極的禁止(affirmative disability)もしくは制限(restraint)に関するものかどうか。

その Sanction が歴史的に処罰とみなされてきたかどうか。

その Sanction が故意(scienter)の認定にのみ基づいて課されるかどうか。

その Sanction の実施が伝統的な処罰の目的である応報(retribution)と抑止(deterrence)を促進するかどうか。

その Sanction が適用される行為が既に犯罪とされているかどうか。

その Sanction に合理的に関連する代替的な目的が指定しうるかどうか。

その Sanction が想定される代替的な目的に照らして過剰かどうか。

なお、これらの要因は法律の文面に関して考慮されるべきであり、また、**最も明解な証拠のみ(only the clearest proof)が民事の是正措置(civil remedy)として立法者が意図したものを刑事処罰に転化させる。**

**抑止目的の存在だけで当該 sanction を刑事とみなすには不十分である。抑止は刑事目的にも民事目的にも資する。**

（岩橋専門調査員提出資料（第 4 回）より）